

2002年3月28日 PPN-6

# **Policy Planning Note**

規制改革の現状とその方向性

Policy Planning Note は、議論のきっかけとして、日本政策投資銀行 政策企画部のスタッフが検討中のテーマを紹介するものです。内容は執筆者個人の見解であり、必ずしも日本政策投資銀行の公式見解を示すものではありません。

担当執筆者:

丸山 剛

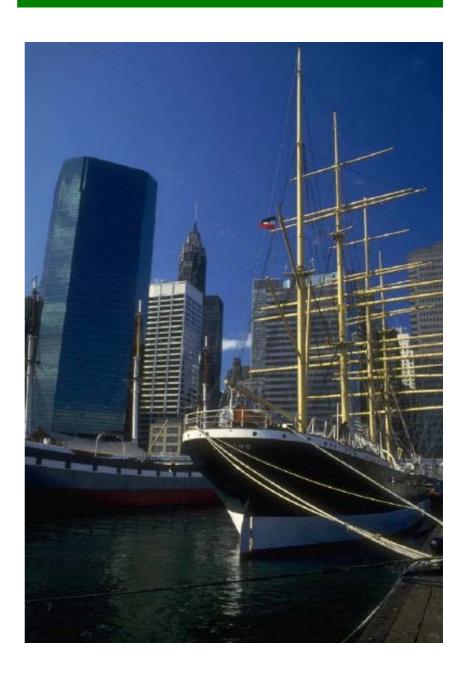
03-3244-1170

編集・技術支援:

並木 紀子

Web Site:

www.dbj.go.jp



### 1.公的規制の基本的認識

公的規制とは、一般に、国や自治体が企業・国民の活動に対して、特定の政策目的を実現するために関与・介入することを指している。社会経済の秩序維持や国民の生命・財産の確保、財・サービスの適切な供給などの観点から規制措置がとられているのである。

規制は、その目的により、経済的規制と社会的規制に分けて論じられることが多い。

しかしながら、これら二つの規制は、 明確に区分できないともされている。 例えば、車検制度は、自動車の安全を 確保するという面を持ちつつも、車検 を行う業者や自動車メーカーにも様々 な経済的影響を与えている。このよう に、現実の規制は多様な目的が複合し ており、単純にそれらをいずれか一方 としてのみ整理することは必ずしも容 易ではない。

また、技術革新の進展や社会経済情勢の変化によって、規制の意義は変化していく。例えば、社会的規制の代表例である安全規制や検査・検定制度では、長年にわたる技術開発等の結果として、企業やユーザーの自己管理・自己責任に委ねることが妥当なものが多

くなってきている。

経済摩擦による自動車等の輸出入規制のように、経済的規制が逆に消費者の利益を損ねるケースも見られる。さらに、環境保全などの観点から、規制を国際的に統一・調和させることも不可欠になってきている。

経済社会環境の変化のなかで、規制には不断の見直しが必要であり、企業の自己決定や市場原理に委ねるべき場合が増加する一方、情報通信や通商分野などの国際的規制は緩和、強化ともに国益に直結しており、グローバル化のなかで、機敏かつ戦略的な見直しが不可欠と考えられる。

### 2.政府の取り組み

## - 「緩和」から「改革」へ -

現在、政府が進めている規制緩和・ 改革の取り組みの中心には、「規制改 革推進3か年計画」(平成13年3月 30日閣議決定)がある。これは、規制 緩和・改革に関する総合的な計画であ り、策定後も絶えず見直しを行い、必 要に応じ実施時期の前倒し、明確化、 措置内容の具体化等を図ることとなっ ている。

 された。その後、この計画は、急激な 円高の進行により国内産業空洞化の懸 念が強まったため、5か年計画であっ たものを3か年計画として実施期間を 短縮・前倒しされることとなり、平成 8年3月に改定、平成9年3月に再改 定が行われ、新たに教育分野が追加さ れ12分野2,823事項が盛り込まれた。

規制緩和委員会は、その後、行政改革推進本部長決定(平成 11 年 4 月)により、規制改革委員会に改称される。単なる規制緩和・撤廃に止まらず、事前規制型行政から事後チェック型行政に転換していくことに伴う新たなルー

ルの創設や規制緩和の推進に併せた競争政策の積極的展開等につき調査が、法律に限らず、税かすることとされ、法律に限らず、税力はの財政的な制度ともあした。こうがないであることとなった。こうが表別である。平成12年3月に再改定を重ね、冒頭に触れた現在の3か年計画が協い、15分野554事項で措置事項が協いまれた。

昨年4月、規制改革委員会の後を受け、3年間の時限組織として内閣府に総合規制改革会議が設置された。内閣総理大臣の諮問に応じて経済社会の構造改革を推進する観点から、民間有識者を主体とし、必要な規制の在り方に関する基本的事項を総合的に調査審議するものとされている。

# 3.総合規制改革会議

総合規制改革会議は、昨年5月の初会合以来、平成14年3月現在まで計17回(ワーキンググループ除く)開催され、関係団体や関係省庁等からのヒアリング、論点整理などが行われてきた。

生活者向けサービス分野の改革の重

12分野2,823事項

#### 図1 規制改革に関する動き

1994(平成6)年12月19日 1995(平成7)年3月31日 1996(平成8)年3月29日 1997(平成9)年3月28日 1998(平成10)年2月5日 1998(平成10)年3月31日 1999(平成11)年3月30日 1999(平成11)年4月6日 2000(平成12)年3月31日 2001(平成13)年3月30日 2001(平成13)年4月1日 2001(平成13)年7月24日 2001(平成13)年7月24日 2001(平成13)年12月18日

行政改革委員会発足(平成7年4月19日規制緩和小委員会発足)

「規制緩和推進計画」閣議決定 11分野1,091事項

「規制緩和推進計画(改定)」閣議決定 11分野1,797事項

「規制緩和推進計画(再改定)」閣議決定

「規制緩和推進3か年計画」閣議決定 15分野624事項 「規制緩和推進3か年計画(改定)」閣議決定 15分野916事項

規制緩和委員会が規制改革委員会に改称

行政改革推進本部規制緩和委員会発足

「規制緩和推進3か年計画(再改定)」閣議決定 16分野1,268事項 「規制改革推進3か年計画」閣議決定 15分野554事項

総合規制改革会議を内閣府に設置

「重点6分野に関する中間とりまとめ」

「規制改革の推進に関する第1次答申」閣議決定

要性を踏まえ、 医療、 福祉・保育 人材(労働)、 教育、 環境の各分野について重点的に検討を行い、新規産業・雇用の創出、国民生活の質的向上等に向けた抜本的なシステム改革を進めようとしている。生活の拠点である 都市の再生も喫緊の課題であることから,主要な分野となっている(図2)。

また、上記の重点6分野に加え、産業活動に直接関係の深い、競争政策、法務、金融、農林水産業、流通、エネルギー、運輸、基準認証等、などの各分野についても、経済効率に直接的に影響を与えることから同時に検討が進められている(図3)。

重点6分野については、昨年7月、中間報告として「重点6分野に関する中間とりまとめ」を公表した。実施すべき施策の具体的な改革工程を明らかにすることで、構造改革を強力に推選しようとしている。10月に経済対策閣僚会議が策定した「改革先行プログラム」には、その大部分が盛り込まれ、可能な限り前倒しして取り組むこととされた。

その後、細部の議論を重ね、12月には「規制改革の推進に関する第1次答申」(以下「第1次答申」)が出され、同月 18 日には第1次答申を最大限尊重する旨の閣議決定がなされた。更に、平成14年3月29日閣議決定の「規制改革推進3か年計画(改定)」では、第1次答申の指摘事項を重点計画事項として列記し、一部加筆される形にて改定が行われている。

「民間にできることは、できるだけ 民間に委ねる」との基本原則の下、これまで民間活力が導入されていなかった分野に多くの民間事業者の参入を促 すことに大きな特徴がある。例えば、 福祉・保育では、社会福祉法人に関す る規制の見直しについて提言がなられている。特殊な形態の法人だけに与えたけいる。特殊な形態の優遇措置をといるの補助金や税制上の優遇措るとといるがあるといる。 対率的なサービス供給を対げるとといるの認識の下、事業者間の対等なのでは、との対策をの対等なのでは、とのが表して、民間企業のといる。 といる。また、民間参入の一げられている。 といる。

都市再生については、工場等制限法の廃止が提言されている。首都圏等における産業及び人口の過度の集中の防止等を目的として、一定床面積以上で大学等の新増設が制限されて必要とが、社会経済情勢が著しく変化してもとなかでその在り方が問われていたものである。本件については、既に当れている。

#### 4.今後の方向性

我が国の経済社会は大きな転換期を迎えている。

経済のグローバル化、IT化、少子 高齢化、環境問題など、我が国を取り 巻く環境が著しく変化しており、景気 低迷、産業の空洞化、失業率5%を超 える深刻な雇用情勢など、様々な問題 が発生している。

規制は、税、補助金などとともに主要な政策手段とも認識されており、経済の活性化や新規産業・雇用の創出など、規制改革によせられる期待は強く、現行3か年計画や各種答申で指摘された項目を着実に実現していくことが求

められている。とりわけ、喫緊の課題 である雇用問題等については、スピー ドを重視した積極的な対応が必要であ ろう。

これまで必ずしも十分に改革がなさされてこなかった分野についても、さらなりまする声は多い。例えば、厳しい財政事情のなか、年金・医療へ近れの適正化の観点からも、医療へ近れの促進、企業経営ノウスを対必要とされており、民間を必要とされており、民間の主が必要とされており、民間を業経営方式などを含めた医療機関をである。

また、環境関係規制は、かって公害 克服の範を世界に示した日本が、21世 紀にどのような「環境立国」を目指す べきかを問う試金石となろう。環境、 経済、社会の持続可能な三者鼎立を念 頭に独自の戦略が規制改革の枠組みの なかでも明かにされるべきであろう。

経済社会の急激な変化に有効に対応

し、民間主導による経済の持続的な成長により日本経済を再生し、豊かな国民生活を実現するための構造改革の一環として、今後、規制改革を更に一層推進することが必要であろう。

一方で、規制改革によってどのよう に日本のあるべき姿を構想するかも一 層問われよう。経済の活性化、国際競 争力の強化といった経済的な側面とと もに、急速にしのびよる超高齢化社会 の到来にあって、防災、福祉政策など で国民の安全・安心をどう保全してい くか、規制における社会的な側面もま すます重要となってくる。前述の総合 規制改革会議で検討されている重点6 分野、その他分野を問わず、 内外規 制の「調和」、 経済的規制と社会的規 制の「調和」をはかるために、規制問 題を軸に、国民的な広範な議論が求め られる由縁であろう。

#### 参考文献

OECD編「世界の規制改革(上)」日本経済評論社 2000 年

"「世界の規制改革(下)」日本経済評論社 2001 年

八代尚宏著「社会的規制の経済分析」日本経済新聞社 2000年

川本明著「規制改革」中央公論社 1998年

植草益著「社会的規制の経済学」NTT出版 1997年

- "「公的規制の経済学」築摩書房 1991年
- "「講座・公的規制と産業 電力」NTT出版 1994年

堀内昭義著「講座・公的規制と産業 金融」NTT出版 1994年

" 「講座・公的規制と産業 都市ガス」NTT出版 1994年林俊彦著「講座・公的規制と産業 電気通信」NTT出版 1994年金本良嗣、山内弘隆著「講座・公的規制と産業 交通」NTT出版 1995年

鶴田俊正著「規制緩和」筑摩書房 1997年

スコット. H.ジェコプス著「規制の国際化」龍星出版 1996年

吉田和男著「行革と規制緩和の経済学」講談社現代新書 1995 年

経済財政諮問会議「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」(平成13年6月26日閣議決定)

" 「改革工程表」(平成13年9月26日)

経済対策閣僚会議「改革先行プログラム」(平成13年10月26日)

総合規制改革会議「重点6分野に関する中間とりまとめ」(平成13年7月24日)

"「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日)

"「規制改革推進3か年計画」(平成13年3月30日閣議決定、「改

定」: 平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)

総務庁編「規制緩和白書」2000年

# 図2 重点6分野における規制改革の検討状況

日本政策投資銀行作成

			口平以宋汉貝或门下以
分野	規制改革推進 3 か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
1 . 医療	・情報開示とインフォームド・コンセント(医療サービスの透明性) ・医療機関の広告規制の緩和 ・医療機関の第三者評価の充実	【重点計画事項】  (1)医療に関する徹底的な情報開示・公開 ア 患者情報の開示 イ 医療提供者に関する情報公開 ウ 広告規制の緩和 エ 医療機関に対する評価の充実  (2)IT化の推進による医療事務の効率化と医療の標準化・質の向上 ア レセプトのオンライン請求を中心とする電子的請求の原則化 イ 電子レセプトの規格の充実・強化及び使用の普及促進 ウ レセプトの記載事項の見直し(主傷病名の記載など) エ カルテの電子化及び用語・コード・様式の標準化 オ 複数の医療機関による患者情報の共有	・広告規制の一部緩和('00) ・レセプトの電算処理システムの推進 ・カルテの電子化の推進('99)
	・EBM <sup>1)</sup> の推進 ・保険者機能の強化 ・医療機関の機能分化	カ E B M <sup>1)</sup> の推進 (3) 保険者の本来機能の発揮 ア 保険者によるレセプトの審査・支払 イ 保険者と医療機関の協力関係の構築 ウ 保険者による被保険者・医療機関に対する情報収集 エ 保険者の自主的運営のための規制緩和等の措置	
	・医療機関・保険者の経営分析の充実 ・医療保険システムの在り方 ・混合診療の在り方 ・薬価の在り方	(4)診療報酬体系の見直し ア 包括払い・定額払い制度の拡大 イ 公的保険診療と保険外診療の併用による医療サービスの提供 など公的医療保険の対象範囲の見直し ウ 価格(診療報酬、薬価、医療材料)決定方法の見直し (5)医療分野における経営の近代化・効率化	・医療器具への保険適用手続の透明化、迅速化 ('00) ・医療器具の内外価格差の是正
	<ul><li>株式会社の病院経営</li><li>医療法人の理事長要件の緩和</li></ul>	ア 医療機関 <u>経営</u> に関する規制の見直し イ 理事長要件の見直し (6)その他	・指定訪問看護事業への民間企業の参入('99)
	・医学教育と卒後臨床研修による臨床能力の充実・向上 ・病床規制の見直し	ア 医療従事者の質の確保 イ 医師等の教育改革 ウ 医療分野従事者の派遣 エ 医薬品販売に関する規制緩和	・臨床研修病院の指定基準の弾力化('98) ・医薬品のカテゴリーの見直し('99) ・病床区分の見直し('00)
	・病体規制の見重し ・医療事故防止システムの確立 ・緊急医療の再構築、小児科医の確保(小児医療の充実)等 ・ゲノム医療の積極的推進と国内体制の充実	【分野別措置事項】( . ~ :上記(1)~(5)と同内容のため省 <u>医療事故防止システムの確立</u> <u>高度な救急医療体制の早急な確立と小児医療の充実</u> <u>ゲノム医療の研究推進</u>	
2.福祉•保育等		【重点計画事項】 (1)施設介護における多様な経営主体の対等な競争 ア 特別養護者人ホームのホテルコストの利用者負担	・福祉サービスについて措置制度から利用制度へ転換('00)
	・施設介護サービスへの民間企業の参入検討 ・介護サービスの監視体制等の構築 ・介護職の業務範囲の拡大 ・痴呆性高齢者に対する介護の在り方検討	イ PFI法を活用した公設民営方式の推進 ウ ケアハウス等への株式会社等の参入促進 エ グループホームに関する情報公開の推進 オ 介護事業者の情報公開、利用者や第三者による評価の推進等 カ 介護職の資質の向上	・ケアハウスの設置主体を民間企業等に拡大('01)
	・	キ 介護と医療との連携のための諸規制の改革	・介護保険制度の導入('00) 在宅介護サービス分野への民間企業参入
	・障害者のバリアフリー対策 ・保育サービスの質の確保	ク 障害者福祉制度の改革 (2)保育サービスの拡充と質的向上 ア 認可保育所基準の見直しの検討及びその周知徹底	・定員要件の緩和('00) 最低30人から20人に引き下げ ・認可保育所の設置主体制限の撤廃('00) 社会福祉法人以外の民間参入 ・不動産の自己所有規制を緩和('00) 賃貸方式を認める
	・公立保育所の民間委託の活用	イ 公立保育所の民間への運営委託等の促進 ウ 保育所への株式会社等の参入促進 エ 認可外保育施設に対する指導監督の徹底 オ 保育所に関する情報公開、第三者評価の推進 カ 保育所と幼稚園の施設共用化等による連携強化	

			口个以来这类取门下次
分野	規制改革推進 3 か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) <u>規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)</u>	これまでの主な規制改革(緩和)
	・今後の保育士の在り方 ・保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入	キ 保育士に関する諸規制の改革 ク 保育サービスの利用者に対する直接補助方式の導入 ケ 放課後児童の受入れ体制の <u>充実</u> (3)社会福祉法人に関する規制の見直し ア 社会福祉法人に関する制度の運用に関する見直し イ 社会福祉法人の在り方の見直し ウ 社会福祉法人に関するインターネット上の情報公開の促進 エ 社会福祉協議会の役割の見直し	( ケ 放課後児童の受入れ体制の <u>見直し</u> 、から修正)
		【分野別措置事項】	( 重点計画事項の(2)と趣旨同様にて再掲。) ( 重点計画事項の(3)と趣旨同様にて再掲。)
3.人材(労働)	・求職者からの手数料徴収が認められる範囲の拡大 ・民営職業紹介事業に係る規制の見直し	【重点計画事項】 (1)円滑な労働移動を可能とする規制改革 ア 能力開発プログラムの充実 イ 職業紹介規制の抜本的緩和 (ア) 求職者からの手数料規制緩和のための省令改正 (イ) 求人企業から徴収する手数料の上限に係る大臣基準の 見直し (ウ) 無料職業紹介事業に関する規制緩和	・求職者からの手数料徴収の見直し('02) 一定以上の収入を得られる管理職層の求職者のみ
	・労働者の募集に係る規制の見直し	(エ) 「付帯業務」の定義の明確化 (オ) 公共職業安定所紹介要件の緩和 (カ) 職業紹介責任者に係る規制緩和 (キ) 国外にわたる職業紹介に係る規制緩和 ウ 労働者募集に係る規制緩和 エ 募集・採用における制限の緩和・差別撤廃	・有料職業紹介事業の取扱職業の範囲の拡大('99) ・インターネットによる求人情報・求職者情報提供と職業紹介との区分に 関する基準の明確化('00)
	・労働者派遣の派遣期間の制限緩和、職種の一層の拡大	(2)就労形態の多様化を可能とする規制改革 ア 派遣労働者の拡大 (ア) 派遣期間の延長 (イ) 派遣対象業務の拡大等 .物の製造 .法改正を必要としない対象業務(26業務)の拡大 (ウ) 紹介予定派遣制度の見直し	・労働者派遣事業における対象業務の拡大('99)
	・有期労働契約に係る規制の見直し(適用範囲の拡大、契約期間の延長等) ・裁量労働制の適用範囲の拡大、適用手続きの簡素化 ・雇用保険制度の見直し ・医療・年金保険制度の見直し	(エ) その他 .派遣元責任者の選任に係る見直し .労働者派遣に係る手続の簡素化 .派遣先事業主から派遣元事業主への通知書類の電子化 .その他 イ 有期労働契約の拡大 ウ 裁量労働制の拡大 (3)新しい労働者像に応じた制度改革 ア 労働基準法の改正等 イ 社会保険制度の改革等	・1年単位の変形労働時間制の要件の見直し('99)・企画業務型裁量労働制の施行('00)
	・労使紛争処理制度の検討	【分野別措置事項】( . ~ :上記(1)~(3)と同内容のため省	略)
4.教育	・大学の学科設置認可の見直し	【重点計画事項】 (1)高等教育における自由な競争環境の整備 ア 大学・学部の設置規制の準側主義化 (ア) 大学・学部の設置等に係る許可に対する抑制 <u>方針</u> の 見直し (イ) 大学の設置等における校地面積基準、自己所有比率規制の 緩和	・大学校地面積基準を6倍基準から3倍基準へ緩和('98)

			口个欧来及吴默门下次
分野	規制改革推進3か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
	・大学の情報公開の促進	(ウ) 工業(場)等制限法の <u>廃止</u> (エ) 大学等の設置における制限区域の廃止 イ 第三者による継続的な評価認証(アクレディテーション)制度の 導入	( (ウ)工業(場)等制限法の <u>在り方についての抜本的見直し</u> 、より修正)
	・国有特許のTLO <sup>2)</sup> の積極的な活用 ・産学官連携の推進と人材の社会的流動性の増大 ・委託開発事業に係る認可等の廃止	ウ 学生に対するセーフティネットの整備 エ その他 (ア) 大学における研究体制の強化 (イ) 寄付金、受託研究等の扱いに係る競争的環境の整備 (ウ) 任期付き教官に対する処遇の改善 (エ) 大学組織の活性化の推進	・産学連携による研究の活性化('00) 国立大学教員等のTLO <sup>2)</sup> 役員及び民間企業役員の兼業
	・大学経営の自主性・自律性の向上・国立試験研究機関等の研究者の流動性向上	(エ) 人子組織の沿性化の推進	・推薦入学制度、大学・大学院入学資格の弾力化('99) ・専修学校専門課程から大学への編入学を可能とする措置('99) ・大学設置認可手続の簡素化・弾力化('00) ・大学入学年齢制限(数学・物理学に優れた資質を有する者)を緩和('97)
		(2)高等教育機関によるキャリアアップの充実 ア 学部におけるダブルメジャー制度の導入(2専攻分野の履修) イ パートタイム学生制度の創設 (3)高等教育に対する公的支援の在り方の見直し ア 競争的研究資金の拡充と国立大学における資金の競争的な配分 の徹底 イ 大学における教員評価の導入 ウ 国立大学の法人化に関する方向性の確定	
	・小・中学校の設置基準の明確化	(4)コミュニティ・スクール導入のための法制度整備に向けた実践研究の推進 (5)小・中学校の設置基準の明確化と私立学校参入促進のための要件緩和ア小・中学校設置基準の明確化及び学校法人と私立学校の設置認可審査基準の要件の緩和とその明確化イ 私立学校審議会の在り方の見直しウィンターナショナルスズクール平等者の進学機会の拡大	
	・公立小・中・高等学校における通学区域の弾力化 ・公立学校教員の評価と処遇、研修の充実(質の高い教員の確保)	(6)初等中等教育における評価と選択の促進 ア 学校選択制度の導入推進 (ア)保護者や児童生徒の希望に基づく就学校の指定の促進 (イ)就学校の変更要件の明確化 イ 保護者や地域社会による学校運営参画の拡大 (ア)学校評議員制度の一層の効果的な活用の促進 (イ)保護者や地域住民による授業の実施 ウ 学校運営の改革及び情報発信の推進 (ア)各学校における自己点検評価制度の推進	・公立小・中学校における学校選択の弾力化('97)
	・習熟度別学習の導入 ・インターネット等を用いた学校教育の促進	(イ) 学校や教員による情報発信の推進 エ その他 (ア) 初等中等教育における教育内容の充実	・教育職員免許法の改正(社会人の教員への登用を促進)('98)
	・学校外の教育施設における児童生徒(不登校児童)の学習支援 ・学級編成と教職員配置の弾力化	【分野別措置事項】( . ~ :上記(1)~(6)と同内容のため省	・完全学校週 5 日制の実施('0 2 )    略 ) 
5 . 環境	・市街地の土壌汚染の処理に関する法制化の検討 ・自動車排出ガス対策の推進 ・当事者の自主的行動を促すための枠組み整備 ・責任ルール(費用負担ルール)の明確化、手続の透明化 ・抑止力となり得る適切な罰則の整備	【重点計画事項】 (1)土壌環境保全対策 (2)地球温暖化問題 ア 温室効果ガスの発生削減	・デーゼル車排出ガス規制の強化('97)
	・税・課徴金等の検討・情報公開の徹底によるコンセンサス重視の環境政策	イ ガスパイプラインの建設促進 (3)情報的手法を用いた企業の自主的取組みの推進 ア 環境報告書及び環境会計の普及促進の方策 イ 環境報告書及び環境会計の比較可能性の確保 ウ 環境報告書及び環境会計の信頼性の確保	・低公害車に係る自動車取得税の軽減措置等

	<u> </u>	_ <del>_</del>	1个欧来及吴蚁门下/次
分野	規制改革推進 3 か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
	・廃棄物の定義及び区分の見直し ・容器包装リサイクル法の費用負担 ・医療機関から排出される廃棄物の適正処理のための制度改善 ・廃棄物処理業者に関する情報の一層の開示 ・廃棄物減量化を目指した引取り有料化システムの検討 ・使用済み自動車のリサイクル推進 ・再生利用認定制度の対象範囲の拡充 ・環境アセスメントの充実	(4)都市のヒートアイランド現象の解消 (5)人と自然との共生 ア 「人と自然との共生」を図るための国家戦略の策定 イ 「人と自然との共生」を図るための国家戦略の実現のため の措置 (ア) フォローアップ及び評価 (イ) 自然公園法改正案の提出 (ウ) 「人と自然との共生」を図る観点からの外来種対策の 在り方に係る検討 (6)廃棄物・リサイクル問題	・循環型社会形成推進基本法の成立 ・廃棄物焼却炉に係る煤塵排出規制の強化('98) ・容器包装リサイクル法の成立 ・特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)施行('01)
	が	【横断的措置事項】	( 重点計画事項の(2)と趣旨同様にて再掲。) ( 重点計画事項の(5)と趣旨同様にて再掲。) ( 重点計画事項の(3)と趣旨同様にて再掲。) ( 重点計画事項の(4)と趣旨同様にて再掲。)
6.都市再生	<ul><li>・不動産情報の開示</li><li>・不動産競売制度(短期賃貸借制度の検討)</li><li>・不動産特定共同事業の手続要件の見直し(通信機器の普及による)</li></ul>	【重点計画事項】 (1)不動産市場の透明性の確保 ア 不動産関連情報の一層の開示 イ 不動産鑑定評価の適正化 ウ 透明かつ公平な不動産流通制度の再構築 エ 借家制度の更なる改善 オ 競売の実効性確保 カ 地籍調査の積極的推進等	・定期借地権、定期借家権の導入 ・建築確認・検査における民間活用 ('99)
	<ul> <li>・土地利用に係るマスタープランの拡充</li> <li>・公共事業におけるパブリック・インボルブメントの活用</li> <li>・土地の高度利用を図るため、未利用となっている建築物の容積の活用を可能とする制度の創設</li> <li>・市街地再開発事業の施行区域要件(経過年数規定の検討)</li> </ul>	キ 都市再生のための関連施策の一体的推進 (2)都市に係る各種制度の見直し ア 都市計画制度等の改革 (ア) 都市のグランドデザインの策定 (イ) 民間提案型の都市計画手続の導入 (ウ) 都市計画・建築規制の事前明示性の確保 (エ) 計画許可制度の導入 (オ) 集団規定等の性能規定化の推進 (カ) 都市計画・建築規制の説明責任 (キ) 違反建築物対策 イ 市街地再開発事業の積極的推進 (ア) 市街地再開発事業の施行区域要件の緩和 (イ) 第二種市街地再開発事業の権利変換計画に係る許可の 迅速化 (エ) 都市再開発法における行政代執行の強化 (オ) 街区内の容積率の配分変更等の円滑化 ウ 地方公共団体における制度運営の適正化 エ 公共用地取得の積極的推進 (ア) 都市交通基盤等の整備 (イ) 土地収用法の積極的活用	<ul> <li>・市街地再開発事業の施行区域要件の緩和</li> <li>( (ウ) 第一種市街地再開発事業の権利交換計画に係る許可の迅速化、より修正)</li> <li>・容積率等に関する規制の緩和高層住居誘導地区の創設及び共同住宅の容積率規制の合理化('97)</li> </ul>

分 野	規制改革推進 3 か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第 1 次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
		オ 交通渋滞の緩和 (ア) 道路の掘り返し期間の短縮化 (イ) 民間委託等の推進による駐車違反の取締り業務の効率化 (ウ) 通勤鉄道における時間差料金制の導入 エ 工業(場)等制限法の <u>廃止</u>	( (エ)工業(場)等制限法の <u>在り方についての抜本的見直し</u> 、より修正) ・高速道路への一定の民間施設(コンピニ、ファミレス)の連結可能化('98) ・都市計画等に基づく土地利用規制の合理化 税制上の措置等による市街地区域内農地の宅地転用の促進('92) ・公共工事における総合評価方式の導入や予定価格の事後公表('99)
	・マンション建替えの円滑化(区分所有法の見直し等)	(3)マンション建て替えの円滑化等 ア マンション建て替えの円滑化 (ア) 区分所有法の建て替え要件の見直し (イ) マンション建て替え法制の整備 (ウ) 既存不の数世	
	・中古住宅市場の活性化、ストック管理のルール	イ 中古住宅市場の整備 (ア) 中古住宅の検査制度、性能表示制度の整備 (イ) マンションの維持管理等に係る履歴情報の整備 ウ 公的資産の有効活用 (ア) 公的土地の有効活用 (イ) 適正な公営住宅管理	・住宅購入者等の利益保護等を図るための住宅性能表示制度の導入('99)
	・土地の高度利用を図るため、未利用となっている建築物の容積の 活用を可能とする制度の創設 ・PFIの具体化	(1) 地正な公当住七昌年	・線引き制度の見直し、市街化調整区域内の開発許可の基準の弾力化、 商業地域内の建築物の容積率算定の特例の導入等('00) ・PFIの具体化等による公共事業改革

1): Evidence Based Medicineの略。根拠に基づく医療。

多くの研究成果をとり込み、治療効果が化学的に検証された真に有用な治療法を確立していくと同時に、 医師が患者に提示する個々の選択肢に化学的な根拠を与え、インフォームド・コンセントにおける医師と 患者の信頼関係を増し、診療の幅を確かなものとするもの。

2): Technology Licensing Organizationの略。技術移転機関。

大学の研究の研究成果を発掘・評価し、特許権化するとともに、その特許権等を企業に対して実施許諾し、 対価として企業から実施料収入を得て大学や研究者に研究責として配分することなどを事業内容としている。

参考資料:規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定。改定:平成14年3月29日閣議決定)

総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日)

. 「規制改革推進3か年計画(改定)」は、「規制改革推進に関する第1次答申」(以下「第1次答申」)を最大限尊重する旨の閣議決定を踏まえ 第1次答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等の内容となっている。分野によっては、「分野別措置事項」、「横断的措置事項」として部分追加・再掲箇所がある。 総務庁編「規制緩和白書2000年版」

# 図3 重点6分野以外での規制改革検討状況

日本政策投資銀行作成

分 野	規制改革推進 3 か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
7.競争政策	・カルテル・談合に対する執行の強化 ・入札談合に関与した発注者側に対する措置の導入 ・独占禁止法違反に係る警告及び注意の在り方 ・電気通信事業分野、対消費者電子商取引における独占禁止法上の	【重点計画事項】 (1)独占禁止法等の執行強化のための諸政策	・独禁法改正による独禁法違反行為(不公正な取引方法に係るもの)に 対する私人による差止請求制度の導入('00) 民事的救済制度の整備
	考え方の明確化  ・一般集中規制(持株会社規則、大規模会社の株式保有総額規制、金融会社の株式保有規制)の見直し	(2)フランチャイズ・システムに関する制度整備 (3)一般集中規制の見直し ア 大規模会社株式保有規制の見直し イ 持株会社ガイドラインの見直し (4)公共工事等における一般競争入札の拡大等 ア 競争的環境の一層の整備 (ア) 一般競争入札方式の拡大 (イ) 指名競争入札方式の改善 イ 適正な施工の確保 (ア) 不良・不適格業者の排除の徹底 (イ) 履行保証制度の見直し (ウ) 監督・検査の外部委託の積極的推進 ウ リース契約等の契約方式の改善	
	<ul><li>・公共料金制度の見直し</li><li>・規制産業における競争の促進</li><li>・景品類に関する規制の見直し</li><li>・民事的救済制度の充実</li></ul>	【横断的措置事項】	( 重点計画事項の(1)と趣旨同様にて再掲。)  ( 重点計画事項の(3)と趣旨同様にて再掲。)  ・消費者・事業者間の契約に広く適用される民事ルールである消費者 契約法が成立('00) 消費者契約の適正化 ( 重点計画事項の(4)と趣旨同様にて再掲。)
8.法務	<ul> <li>・法曹人口の大幅増員等</li> <li>・隣接法律専門職の法律事務の取扱い範囲の見直し等</li> <li>・弁護士事務所の法人化</li> <li>・外国法事務弁護士と弁護士との提携</li> <li>・弁護士の活動領域の拡大</li> <li>・弁護士情報の公開の拡充</li> <li>・登録・入会制度の在り方見直し</li> <li>・裁判外紛争処理の整備</li> </ul>	【重点計画事項】 (1)司法制度改革の推進 ア 法曹人口の大幅増員 イ 隣接法律専門職種の活用等 ウ 司法試験合格後の民間実務経験者等への法曹資格の付与 エ 弁護士法第72条の見直し (2)会社更正法の改正 (3)私法上の事業組織形態の検討	<ul> <li>・司法試験合格者の増加</li> <li>・外国法事務弁護士の職務範囲の拡充('98)</li> <li>・弁護士の広告の原則自由化('00)</li> </ul>
	レベノ3/1 my) Tr ベン・エマノユE fft	【分野別措置事項】 法曹人口の大幅増員等国民が利用しやすい司法制度の実現コーポレート・ガバナンスの改善を含む民法・商法の抜本的見直し企業の資金調達手段の多様化商法に関する電子化の推進会社更生法の改正	<ul> <li>・非永住者に対する指紋押なつ義務の廃止等('00)</li> <li>・株式交換制度の創設('99)</li> <li>・会社分割制度の創設(")</li> <li>・簡易の営業譲受手続の創設(")</li> <li>( 重点計画事項の(1)と趣旨同様にて再掲。)</li> <li>( 重点計画事項の(2)と趣旨同様にて再掲。)</li> </ul>

分野	規制改革推進3か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
9 . 金融	・銀行の信託業務への参入 ・証券決済の基盤整備のための国際私法上の手当て ・CPのペーパーレス化	【重点計画事項】 (1)銀行等における投資信託等の窓口販売業務における上場した 投資信託受託証券及び投資証券の取扱い制限の撤廃 (2)証券決済制度の改革	・金融システム改革法の施行('98)
	・銀行・保険会社本体の業務範囲の見直し	(3)「その他銀行業に付随する業務」の該当基準の明確化 (4)法定準備金の減少に係る規制の緩和 (5)信託銀行が行う公告における電磁的方法(インターネット)の利用 (6)団体年金保険に関する規制改革 ア保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全等 イ特別勘定に関する現物資産による保険料受入れ及び移受管の実施 ウ特別勘定付加対象商品の拡大 (7)銀行等による保険商品の販売規制の更なる緩和 (8)損害保険商品の審査制度・届出制に関する規制改革 ア商品審査期間の短縮 イ審査基準の透明性の確保 ウファイル・アンド・ユース(届出使用制)の導入 エ企業向けての普通保険約款の自由化 (9)保険契約の締結又は保険募集に関する禁止行為についての明確化 (10)貸金額に関する禁止が入れませる。	
	・長短分離制度の在り方と銀行社債の発行制度の見直し ・信託銀行への投資一任業務の解禁 ・銀行の営業免許 ・外国証券会社の取引に係る規制の見直し ・保険会社の資産別運用比率規制の廃止 他	(11)「バンクカード」でのリボルビング方式及び総合方式による 割賦購入あっせんの解禁  【分野別措置事項】 <u>顧客等の利便性の向上</u> 金融市場の活性化	・株式売買委託手数料の完全自由化('99) ・銀行の子会社方式による保険業への参入の完全実施('00)
10 . 農林水産業	・株式会社形態等農業経営の法人化	<u>金融機関の経営効率の向上等</u> <u>国際的整合性の確保</u> 【 <u>重点計画事項</u> 】 ・農地法の見直し、農業経営の株式会社化等	・農地法改正による土地利用型農業に係る株式会社形態の導入
	・漁業許可制度の見直し ・林道の規格・構造の弾力化 他	【分野別措置事項】 農産物検査の民営化の推進 農業経営の法人化の推進 消費者の商品選択のための適切な表示の推進 森林の多様な機能の持続的発揮の推進	農業生産法人の設立が促進、新たな担い手の農業参入 ・生乳の生産・加工・流通に係る規制緩和 ・麦の価格政策等に係る規制緩和 ・農産物検査法改正による農産物検査の民営化('01)
11.流通	<ul><li>・大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底</li></ul>	【重点計画事項】  (1)フランチャイズ・システムに関する制度整備 ア 本部経営者による加盟希望者への情報開示事項の充実と フランチャイズ・ガイドラインの見直し イ サービス業など小売業以外のフランチャイズに関する実態把握 と情報開示を含めた制度の在り方の検討 (2)大規模小売店舗立地法の適切な運用 ア 大規模小売店舗立地法の趣旨の徹底	

分 野	規制改革推進3か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
	・大規模小売店舗立地法の指針の見直し ・医薬品のカタログ販売における範囲の見直し	イ 大規模小売店舗立地法の指針の見直し	・大規模小売店舗法の廃止('00) ・大規模小売店舗立地法の施行( " ) 自治事務を都道府県、政令指定都市に委ねられる。
	・薬局等における薬剤師の配置義務の総合的検討 ・銀行に対するリボルビング方式の解禁 他		・酒税法改正による最低製造数量基準の引下げ('94) 年間2,000KLから60KLに引下げ(地ビール製造業者の参入) ・酒類小売業免許に係る規制緩和措置('01) 店舗間の距離基準(需給調整規制)を廃止 ・主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律施行に伴う出荷取扱業者、 卸売業者及び小売業者の登録制('95) 従来の指定・許可制から登録制へ
		【分野別措置事項】 <u>新規参入の促進</u> <u>販売規制の緩和</u> 事業者間の契約適正化の一層の推進	
12 . エネルギー	(電力) ・余剰自家発電源の有効活用	【重点計画事項】 (1)電力 ア 自由化範囲の拡大	・競争入札を通じた卸売電力の自由化(一般企業への開放)等('95) 電力を電力会社に卸売り ・特別高圧需要家に対する小売の自由化、料金引下げ時における届出制 の導入('99) ・小売供給の部分自由化等('00)
	・電力市場の更なる活性化、今後の自由化の在り方 ・託送制度の運用	イ 卸電力市場の整備 ウ 現行の接続供給制度に関する条件改善 エ 送電線整備に関するルール オ 送配電設備建設の自由化、系統運用のルール整備・中立化 カ 送電部門と他部門の情報遮断の確実な担保(発送電分離を含む) キ 規制機関の独立性	
	・原子力技術基準の機能性化と民間規格の活用 (ガス) ・ガス事業における競争の更なる導入	(2)ガス ア ガスの小売自由化範囲の拡大 イ ガス供給インフラの整備推進 ウ 既存のガス供給インフラの第三者への開放	・大口供給の自由化等('95) ・簡易ガス事業への参入規制の見直し等('99)
	・ガス託送制度の改善 ・LPガスの取引適正化・料金透明化 (石油) ・石油政策の見直し	エ ガス産業全体の構造改革	・特定石油製品輸入暫定措置法の廃止('96)
			石油製品の輸入自由化 ・揮発油販売業法の品質確保法への改正('96) 過当競争地域におけるSSの新増設を抑制していた指定地区制度 を廃止 ・石油製品の輸出の実質自由化('97)
		【分野別措置事項】	
13.運輸	・トラック事業の運賃・料金規制の見直し ・トラック事業の電子情報化	【重点計画事項】 (1)トラックに関する規制改革	・トラック事業、運送取扱事業の需給調整規制の緩和、運賃・料金の 認可制から届出制への緩和('90)

分野	規制改革推進 3 か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定)	これまでの主な規制改革(緩和)
刀 到		(十成13.12.11東定、十成13.12.16階歳/天足) 規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)	これはその主な規則以半(緩和)
	<ul> <li>貨物運送取扱事業の参入規制、運賃・料金規制の見直し</li> <li>第二種利用運送事業の許可申請手続の簡素化</li> <li>タクシー事業の緊急調整措置</li> <li>タクシー事業の運賃・料金規制の見直し</li> <li>高速道路における自動二輪車の二人乗りに関する規制の見直し</li> <li>自動車用非常信号用具の取付位置要件の緩和</li> <li>回転式助手席及び脱着式シート取扱要件の緩和</li> <li>危険物積載船の入港及び荷役に係る荷役許容量の見直し</li> <li>船舶登記制度と船舶登録制度の一元化</li> <li>船員職業紹介事業等の規制緩和</li> <li>倉庫業に係る規制の見直し</li> </ul>	(2)タクシー事業に係る制度の適切な運用 (3)内航海運暫定措置事業の運営方法の改善(4)港湾運送事業に係る主要9港以外の港における需給調整規制の撤廃(5)高速道路における自動二輪車二人乗りに係る規制の取扱い(6)輸出入・港湾関連手続のワンストップサービスの推進	・貸切バス、乗合バス、タクシー、国内航空運送、国内旅客船、旅客 鉄道事業について需給調整規制の廃止、運賃・料金規制の緩和('00) ((6)港湾における輸出入手続等のワンストップサービス化の推進、より修正) ・国内航空運賃等の割引率5割までの営業割引制度の導入('94)・自動車の分解整備検査の廃止('98)・航空運送事業開始が免許制から許可制へ、需給調整規制廃止('00)
14.基準認証等	・電話機やモデム等の端末機器や携帯電話等の特定無線設備の 認証の見直し ・JIS規格の整備、JIS制度の改善 ・医療用具製造承認の国際整合化 ・エレベーターの製造許可手続の簡素化 ・浄化槽の検査業務の開放 ・簡易専用水道の検査の見直し ・石油製品の輸出承認制度の見直し	【重点計画事項】 (1)通信端末機器等の基準認証に関する自己適合宣言制度の導入(2)電気用品安全法に関する規制の見直し  【横断的措置事項】  ■ 国が関与する基準認証等の範囲の見直し 自己確認・自主保安を基本とした制度への移行 基準の国際的整合化・性能規定化、重複検査の排除等	・改正JAS法施行('00) 国際規格との整合性など  ・焼却炉の維持管理基準の強化('97) ・電気用品安全法改正による自己認証への移行('99) ・農産物検査法の改正('01) 農産物検査への民間検査機関の参入の仕組みを整備
手続簡素化等		<del>・中請手続の簡素・合理化・</del>	
IT関係	・線路敷設の円滑化 ・周波数割当ての見直し ・NTTの在り方 ・通信と放送の融合に対応した制度整備 通信衛星を利用した放送に必要な認定手続等 ・放送のデジタル化の推進	【横断的措置事項】 情報通信ネットワークインフラの整備推進 電気通信分野における新たな競争政策の樹立	・NTT民営化、電気通信事業参入自由化('85) ・NTTの分割・再編成('99)
	・個人情報の保護 ・各種申請・届出等手続の電子化、行政の情報化 他	電子商取引ルールと新たな環境整備 行政の情報化の推進 I T化を担う人材育成の強化	・第一種電気通信事業参入規制の緩和 (長距離電話、無線呼出サービ・ス、地域系電話、移動体通信、国際通信) ・第一種電気通信事業(NTT、KDDを除く)の外資規制を撤廃('98) 外国企業との提携活発化 外資規制:外資比率1/3未満 ・KDD民営化、第一種電気通信料金の事前届出制への移行('98)

分 野	規制改革推進3か年計画(H13.3.30閣議決定)	総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」 (平成13.12.11策定、平成13.12.18閣議決定) <u>規制改革推進3か年計画(改定)(H14.3.29閣議決定)</u>	これまでの主な規制改革(緩和)
資格制度関係	・明確で合理的な理由のない受験資格要件の廃止 ・実務経験、試験合格後の講習等の在り方 ・障害等を理由とする欠格事由の見直し ・合格判定基準の公表 ・資格取得の容易化 ・必置単位、必置人数、資格者の業務範囲の見直し 他	【横断的措置事項】 (1)業務独占資格の見直し (2)必置資格等の見直し	・行政書士法改正による行政書士試験の受験資格要件の廃止('99)・実務経験年数の見直し・障害等を理由とする欠格事由の見直し・資格取得の容易化・裁判所法及び司法試験法改正による法曹人口の大幅増員等('98)・弁護士の広告規制が原則禁止から原則事由に緩和('00)
住宅・土地、 公共工事関係		【分野別措置事項】	
危険物・保安関係	・高圧ガス保安法の見直し 可燃性ガス等の充填容器に係る容器置場の設置基準見直しなど ・労働安全衛生法の見直し ボイラー・圧力容器の性能検査の性能規定化など ・消防法の見直し 給油取扱所における作業場の面積要件の緩和など ・長距離パイプラインに係る規制の在り方 他	【分野別措置事項】 保安四法の性能規定化・自主検査化の推進 <u>その他関係規制の見直し</u>	

参考資料:規制改革推進3か年計画(平成13年3月30日閣議決定。改定:平成14年3月29日閣議決定)

・機合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日) 総合規制改革会議「規制改革の推進に関する第1次答申」(平成13年12月11日) . 「規制改革推進3か年計画(改定)」は、「規制改革推進に関する第1次答申」(以下「第1次答申」)を最大限尊重する旨の閣議決定を踏まえ 第1次答申の指摘事項を重点計画事項として列記する等の内容となっている。分野によっては、「分野別措置事項」、「横断的措置事項」として部分追加・再掲箇所がある。 総務庁編「規制緩和白書2000年版」